



平成 18 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 宮城 孝誓
(T E L 06 - 6397 - 1888)

取締役の報酬額改定ならびに取締役退職慰労金制度の廃止に伴い ストックオプションとして新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役の報酬額は平成 12 年 6 月 28 日開催の第 17 期定時株主総会において、月額 2,000 万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、このたびの取締役退職慰労金制度の廃止、業績連動型賞与の付与、役員賞与の費用計上の義務化、その他諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬等の額を月額 3,000 万円以内とすることの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

なお、取締役の報酬等には賞与も含まれますが、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は 4 名であります。取締役選任の件の議案が承認可決されますと取締役は 5 名になります。

当社は、経営改革の一環として、取締役報酬制度の見直しを行い、取締役退職慰労金制度を廃止すること、およびこれに伴って取締役退職慰労金の廃止措置を現任取締役の既存の在任期間に遡及させることおよびこの遡及措置に伴いストックオプションを支給することを目的として、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、下記の要領により当社取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条第 1 項第 3 号の報酬等に該当いたします。

取締役の報酬額改定の議案が原案通り承認可決されますと取締役の報酬等の額は月額 3,000 万円以内となりますが、これとは別枠にて取締役 3 名の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の株価上昇によるメリットおよび株価下落によるリスクを株主と共有することによって、当社取締役が当社の業績向上に対して一層の意欲と責任を持つことを目的として、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、退職慰労金廃止措置を現任取締役の既存の在任期間に遡及させることに伴いストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

また、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 56,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

560 個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100 株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、1 円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 35 年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

対象者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権を割当てられた時に就任していた会社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、新株予約権者が上記の取締役を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、1 親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該取締役が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上